

個表 頁	府省名	自主点検概要			
		取組概要	進捗状況	第1回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
1	農林水産省	地球温暖化の防止、循環型社会の形成、戦略的産業の育成、農林漁業・農山漁村の活性化を目的とし、平成14年12月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を閣議決定し、平成22年を目途に、バイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。 (平成22年目標) ・技術的観点：エネルギー変換効率の向上等 ・地域的観点：バイオマスを一定割合以上利活用する市町村を500程度構築 ・全国的観点：廃棄物系バイオマス：炭素量換算で80%以上利活用等	関係府省の連携を図るための「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」、民間の創意工夫を取り入れるための「バイオマス・ニッポン総合戦略推進アドバイザーグループ」を設置。また、関係省の地方出先機関の連携強化を図るための地方推進体制も整備。官民一体となり、バイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。 地域の創意工夫に基づくバイオマスを効率的・総合的に利用する「バイオマスタウン構想」を募集し、関係府省が連携し支援。 ・バイオマスタウン構想の公表(16年度) 第1回公表(平成17年2月10日) 5件 第2回公表(平成17年3月30日) 8件	廃棄物系バイオマスの利用割合の向上 [代替指標] ・家畜排せつ物処理施設整備戸数の増加(16年度実績 29,350戸) ・製材工場等残材を燃料利用する施設における木質系廃材の利用量の増加(16年度実績 9.5万トン)	バイオマスの利活用計画の策定、バイオマスの変換・利活用施設等の一体的な整備等、地域の創意工夫に基づく取組を促進。 バイオマスの効率的な収集システムや、植物由来プラスチックの生産コスト低減等のための技術開発等を推進。 未利用バイオマスや資源作物の利活用の取組を積極的に推進 平成17年度中に、バイオマスの利活用の現状と課題を検証し、必要に応じてバイオマス・ニッポン総合戦略の見直しを実施。
		森林・林業基本法に基づき、「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」の森林の各機能区分に沿った森林の整備・保全を推進。	健全な森林育成のため、民有林において、年間概ね30万haの間伐を実施する「緊急間伐5カ年対策」を推進(平成12~16年度)。(間伐実施面積(平成15年度):31.4万ha。)	5年間で概ね150万haの間伐を実施見込み。	森林の重視すべき機能に応じた3つの区分に沿った、多様な森林の整備・保全を推進。 平成17年度より「間伐等推進3カ年対策」として、引き続き、年間概ね30万haの間伐を実施予定(平成17~19年度)。
3	経済産業省	京都議定書目標達成に向けた新エネルギー導入目標である、2010年度894万k1(原油換算、廃棄物発電を含む)の達成を目指し、高効率エネルギー転換技術開発や実証試験を行うとともに、地方自治体、事業者等に対する設備設置補助を行った。 技術開発・実証試験 ・バイオマスエネルギー高効率転換技術開発：38.4億円 ・バイオマス等未活用エネルギー実証試験：28.5億円の内数  設備設置補助 ・地域新エネルギー導入促進対策：110.4億円の内数 ・新エネルギー事業者支援対策：482.6億円の内数	2002年度の導入実績は242.6万k1(原油換算、廃棄物発電を含む)。 各事業の採択状況 技術開発・実証試験 ・バイオマスエネルギー高効率転換技術開発継続開発の7テーマに加え、水分含有性の高いバイオマス等の高効率転換技術開発4テーマを追加支援。 ・バイオマス等未活用エネルギー実証試験 実証試験事業 14件 同実証試験着手の為のFS調査 26件 事業可能性調査 36件  設備設置補助 ・地域新エネルギー導入促進対策 2件 ・新エネルギー事業者支援対策 6件	技術開発・実証試験、設備設置補助とともに前年度に引き続き支援措置を講じており、バイオマスエネルギーの導入を進めているところ。	既存技術はエネルギー変換効率の更なる向上、製造コスト低減に係る技術革新や残さの処理等が課題。 バイオマスをいったんガス化、あるいは液化してから利用することにより、エネルギー変換効率や、エネルギーとしての利便性を高める各種の技術が開発されつつあり、今後の実用化が期待される。特にバイオマスの部分的な酸化によって得られるガスを発電や液体燃料製造に用いるガス化については技術開発が精力的に進められている。 セルロース系バイオマスである木質系廃材・未利用材を糖化してエタノール発酵する技術開発を引き続き行うとともに、導入補助や事業可能性調査など、多段階な支援を講じることにより、2010年度の導入目標達成を図っていく。 地球温暖化対策推進大綱の第1ステップにおける対策・施策の進捗状況を踏まえ、「バイオマス・ニッポン総合戦略」の見直しを検討。

第1節 自然界における物質循環の確保

個表 頁	府省名	自主点検概要			
		取組概要	進捗状況	第1回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
5	国土交通省	<p>積雪寒冷地における環境・資源循環プロジェクト 積雪寒冷地での酪農糞尿の肥料資源及びエネルギー・資源の有効利用・循環利用の一方策として、共同利用型バイオガスプラントを中心とするシステムの実証試験を実施中(H12～H16年度)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜糞尿の搬入と液肥・堆肥の搬出、農地への散布、バイオガスプラントの運転に関する効率的な管理・運営体制の確立</li> <li>・液肥・堆肥の安全性及び肥料効果の確認並びに施肥技術の確立</li> <li>・生成するバイオガスによる電熱エネルギーの有効利用</li> </ul> <p>技術の確立を行う。あわせて、システム全体の総合的な経済性を検証する。</p>	<p>実証実験のうち6つの課題についての成果は北海道農業試験会議成績会議(平成17年1月)及び北海道農業試験研究推進会議(平成17年2月)に提出し、評価区分を受け、北海道等の行政機関によっても農家・農業関係機関に普及・指導等の広報がなされている。</p> <p>共同利用型バイオガスプラントの経済的成立要件 共同利用型バイオガスプラントによる温室効果ガスの抑制効果 共同利用型バイオガスプラントでの原料搬入、生成物搬出及び散布の所要時間 効率的なバイオガスの産出・脱硫法 共同利用型バイオガスプラントでのエネルギー的に効率的な稼働法 消化液の性状・安全性と草地畑地への施用法</p> <p>論文・講演等の発表件数 平成12年度：9、平成13年度：28、平成14年度：28、平成15年度：31、平成16年度：37</p>	<p>平成16年度末までに成果をまとめ、ほぼ予定通りの進捗となった。</p>	<p>積雪寒冷地におけるバイオガスプラント技術の普及・広報活動を推進。(手引きの作成、成果報告会やパネルディスカッションの開催など) 廃棄物処理法に基づいた副資材処理を行いながら実用運転での課題解明をする。</p>
6	国土交通省	<p>下水汚泥関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道事業で発生する汚泥について、緑農地利用や建設資材利用などによる汚泥の有効利用を推進</li> <li>・「バイオマス・ニッポン総合戦略」の行動計画として、バイオガスと下水汚泥を電力に転換する事業について支援を実施</li> <li>・下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト(LOTUS Project)の推進</li> </ul>	<p>下水汚泥のリサイクル 平成15年度の下水汚泥リサイクル率は約64%</p> <p>下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト(LOTUS Project)の推進 平成16年12月に新技術の提案から開発すべき技術を選定した。 また、以下のスケジュールでLOTUSプロジェクトの検討を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年6月 グリーン・スラッジ・エネルギー技術開発研究委員会</li> <li>・平成17年7月 スラッジ・ゼロ・ディスチャージ技術開発研究委員会</li> <li>・平成17年4月～平成21年3月 研究開発期間</li> </ul>	<p>下水汚泥のリサイクル 第1回フォローアップ時においては、約60%(平成14年度)の下水汚泥がリサイクルされており、社会資本整備重点計画に示された目標達成に向けて着実に対策が進捗している。 下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト(LOTUS Project)の推進 第1回フォローアップ時においては、平成15年12月にLOTUSプロジェクトの実施を決定しており、その後具体的な技術の選定や委員会の開催の検討等を行っている。</p>	<p>下水汚泥リサイクル率 平成14年度末の60%から平成19年度末には68%に引き上げることを目標。 下水汚泥資源化、先端技術誘導プロジェクト「スラッジ・ゼロ・ディスチャージ技術の開発」及び「グリーン・スラッジ・エネルギー技術の開発」という開発目標を掲げ、平成17～20年度の4カ年で技術開発を推進する予定。</p>

第2節 ライフスタイルの変革

個表 頁	府省名	自主点検概要			
		取組概要	進捗状況	第1回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
8	内閣府	<p>環境にやさしい買い物キャンペーン 広く国民に対して「マイバッグの持参」、「簡易包装への協力」、「環境に配慮した商品の購入」など環境に配慮した消費行動の実践を促すため、3R推進月間中、流通事業者等の協力を得ながら都道府県等と共同で「環境にやさしい買い物キャンペーン」<sup>注)</sup>を全国的に展開。</p> <p>注)本キャンペーンは、平成12年度に東京都の呼びかけで14都府県の共同キャンペーンとして開始されたもの。平成13年度に20都府県、平成14年度に27都府県へと、参加都道府県数が拡大してきたために、平成15年度からは、内閣府が、全国的な統一キャンペーンとして都道府県のとりまとめを行うとともに、流通事業者の全国組織等への参加協力要請等を行っている。</p>	<p>平成16年度の状況 内閣府 ・事業者向けの店頭掲示用ポスター約3万5千部【15年度：約3万部】 ・大人向けハンドブック約12万部【平成15年度：約10万部】作成 ・小学生向けのハンドブック約15万5千部の作成・配布等。 都道府県 ・47都道府県が参加【15年度：39都道府県、14年度：27都府県】 ・実施内容：「ポスターの作成・掲示」、「各種広報媒体によるPR」、「ステッカー等の配布」、「グリーン購入セミナーの開催」等 流通事業者・小売事業者 ・参加数：全国約6,200社、約17万4千店舗 【平成15年度：約6,100社・約15万1千店舗、平成14年度：約2,900社・約11万店舗】 ・実施内容：「ポスター、チラシ、店内放送等による呼びかけ」、「環境配慮型商品コーナーの設置」、「買い物袋持参者へのスタンプの押印」等</p>	<p>47都道府県全てが参加。 流通事業者等の参加店舗数も平成15年度の1.15倍の約17万4千店舗に拡大 本キャンペーンの環は、着実に拡大してきていると評価できる。</p>	<p>平成17年度以降も、本キャンペーンを引き続き実施。 実施に際しては、毎年、実施体制・内容の必要な見直し・充実を図っていく。</p>
10	防衛庁	<p>平成17年1月に「防衛庁環境配慮の方針」の見直しを行った。この基本的方針において、環境教育の推進を掲げ、職員等に対し積極的に環境保全に関する意識の高揚を図るべく、各種施策を推進することとしている。</p>	<p>平成16年度の状況 環境保全の周知徹底、防衛庁環境月間等における各種イベントの実施、環境整備の推進部外活動への参加、部外施設の研修等を実施し、職員等の環境保全に対する意識の高揚に努めた。</p>	<p>環境教育の推進については、昨年度に引き続きよく実施されている。</p>	<p>これまでの施策の推進に加えて、あらゆる機会を捉えた環境教育の実施や情報提供を行うことにより、更なる職員等の環境保全に対する意識の高揚を図っていくこととする。</p>
11	文部科学省	<p>環境に関する学習の推進 社会教育施設が中核となり、環境を始めとする地域における課題を総合的に把握した上で、事業の企画、実施、評価を一体的に行うモデル事業を実施し、その成果を全国的に普及啓発することによって社会教育の全国的な活性化を図る。</p> <p>「環境教育グリーンプラン」による環境教育の推進 ・「環境教育実践普及事業」 環境教育に関する優れた実践を促し、その成果の全国への普及を図る。</p> <p>・「環境教育推進のための教材開発」 児童生徒に環境教育についての正しい理解を深めさせ、責任を持って環境を守る行動がとれるよう環境教育の推進のための教材開発を行う。</p>	<p>平成16年度の状況 環境・資源・エネルギー・自然体験活動等に関して6地域のモデル事業の取り組みを支援した。 ・美幌町環境教育支援事業〔北海道〕 ・くらしを見つめてみよう～エネルギー調べ隊(たい)～〔茨城県〕 ・環境学習みなまた〔熊本県〕 ・熊野少年自然の家機能高度化プラン21〔三重県〕 ・「子どもとつくる博物館事業」による博学連携のための社会教育、特に環境教育推進事業〔千葉県〕 ・大阪市立自然史博物館教育・交流機能高度化事業〔大阪府〕</p> <p>平成16年度の状況 ・「環境教育実践モデル校事業」(13市町村80校)の推進 ・「環境のための地球学習観測プログラム(GLOBE)事業」(20校)の推進 ・「環境教育に関する実践発表大会(全国環境学習フェア等)」の開催 ・「環境教育普及用リーフレット」の作成。</p> <p>平成16年度の状況 社会科、理科、家庭科などの各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間などにおいて活用できるような教材開発に取り組んできた。</p>	<p>平成15年度に補助事業が終了したため、平成16年度からは「社会教育活性化21世紀プラン」により、環境・資源・エネルギー・自然体験活動等に関する6地域のモデル事業を実施し、更なる事業の推進を図った。</p> <p>「環境教育グリーンプラン」による環境教育推進のための取組は、積極的・効果的に実施されている。</p>	<p>平成16年度に引き続き、社会教育の活性化を目的としたモデル事業において、環境に関する取り組みも実施可能としているところである。</p> <p>指導内容の改善・充実や教員の指導力の向上に努め、環境教育に関する優れた実践事例の促進や普及に取り組んできたが、今後は、環境教育の充実を図るため実践事例や教材等の情報提供体制の整備をより一層進めることとしている。</p>

第2節 ライフスタイルの変革

個表 頁	府省名	自主点検概要			
		取組概要	進捗状況	第1回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
11	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境教育に関する総合的な情報提供体制の整備 環境省との連携協力により児童生徒・教職員が活用できる環境教育情報提供システムを構築する。</li> </ul>	平成16年度の状況 学校における環境教育に関する実態や教育現場におけるニーズ、望ましい情報提供の在り方等について把握した上で、環境教育に関する総合的な情報提供体制の整備の在り方及び環境教育推進のための教材開発の在り方について調査研究に取り組んだ。		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境教育・環境学習指導者養成基礎講座」 環境省との連携・協力により環境教育に携わる指導者の養成のための講習会を開催する。</li> </ul>	平成16年度の状況 「環境教育リーダー研修基礎講座」を全国5地域に分け、開催県教育委員会の協力のもと、教員125名に対して研修を実施した。		
13	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備 エコスクールの整備を促進し、環境教育・環境学習等の推進を図る。</li> <li>「文教施設的环境対策に関する調査研究」において、各地方公共団体等へ環境を考慮した学校施設の整備に関する調査研究（「環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進に関するパイロット・モデル事業」）を委嘱し、その結果を教育委員会等に通知し、普及・啓蒙を図る。</li> <li>「私立高等学校等施設高機能化整備費補助」の「私立学校エコスクール整備推進モデル事業」において、私立高等学校等に対する環境へ配慮した施設づくりと環境教育のための施設整備として、環境に配慮した校舎施設の改修工事に対して補助を行う。</li> </ul>	平成16年度の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>「環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進に関するパイロット・モデル事業」の研究を1地方公共団体に委嘱。同事業として98校を認定。</li> <li>「私立学校エコスクール整備推進モデル事業」について学校法人からの補助申請に基づき、12校の計画を採択した。</li> </ul>	新たに公立学校98校、私立学校12校の環境を考慮した施設整備が行われ、授業や課外活動などにおける環境教育に役立てられている。	平成17年度以降においても、環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進を図る。
14	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者が行う3R活動の推進 3R推進協議会が主催する「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を後援。同会の審査委員会委員に参画している。また、厚労省所管事業（医薬品等に限り）について、優れていると審査委員会に評価されたものについては、厚生労働大臣賞を交付することを許可している。</li> </ul>	平成4年度以降、製薬企業の事業所等に対し、 <ul style="list-style-type: none"> <li>内閣総理大臣賞 1件</li> <li>厚生労働大臣賞 12件</li> <li>3R推進協議会会長賞 11件 が交付された。</li> <li>平成16年度には、製薬企業の3事業所に対し、3R推進協議会会長賞が交付された。</li> </ul>	製薬業界においても着実に、3Rの取組が定着していると思われる。	平成17年度以降も引き続き当該表彰制度を通じて製薬業界における3R活動の意識啓発に努めたい。
15	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>グリーン・ツーリズムを総合的に推進する一環として、農山漁村情報の受発信、インストラクター等の人材育成、交流の拠点施設の整備等を支援。</li> </ul>	平成16年度の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>グリーン・ツーリズムポータルサイトの内容を充実</li> <li>人材育成として全国で617人のグリーン・ツーリズムインストラクター等を育成</li> <li>交流の拠点施設の整備として全国13カ所で交流施設等の整備を実施。</li> </ul>	平成15年度と合わせ延べ1,124人のインストラクター等を育成した。交流の拠点施設は延べ34カ所で整備された。	都市住民のニーズを的確に把握し農山漁村情報の提供を行っていくことが重要である。農山漁村地域の活性化、都市と農山漁村の共生・対流の実現に向け、引き続きグリーン・ツーリズムの総合的な施策を実施する必要がある。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化防止等森林の持つ公益的機能や、社会全体で森林整備と森林資源の循環利用を推進することへの国民的理解を醸成していく観点から、教育分野と連携した学校の内外における森林環境教育を推進。</li> </ul>	平成16年度の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>文部科学省と連携して子どもたちが森林内で様々な体験ができる機会を提供する「森の子くらぶ活動推進プロジェクト」を推進。</li> <li>国有林で学校等が体験学習等を実施するためのフィールドを提供する「遊々の森」の設定等を推進</li> </ul> 平成15年度末現在 71箇所 3,132ha 平成16年度末現在 93箇所 4,088ha	平成16年度に新たに22箇所の「遊々の森」が設定され、森林教室や体験林業などの森林環境教育が実施された。	<ul style="list-style-type: none"> <li>広範な連携・協力による森林環境教育の推進</li> <li>森林体験活動の指導者の育成や活動の場等条件整備の推進</li> <li>森林体験学習等における安全管理体制の充実</li> <li>「遊々の森」については、引き続き積極的な設定等を推進し、国有林野を活用した、森林環境教育の推進に対する期待の高まりへの的確に対応。</li> </ul>

第2節 ライフスタイルの変革

個表 頁	府省名	自主点検概要			
		取組概要	進捗状況	第1回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
17	経済産業省	3R（リデュース・リユース・リサイクル）普及啓発活動を実施。	消費者向けに「みんなで実行 3R」、事業者向けに「排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンス」などのパンフレットを作成・配付。また、容器包装リサイクル教材などの体験教材を作成、各種展示会等へ出展・貸出。	各種パンフレットの作成配布により、引き続き普及啓発を実施。また、3Rへの理解を深め、日常生活での3R実践に資するため、体験教材の拡充・貸出を実施。	作成した普及啓発資料及びホームページによる効果的な普及啓発の実施、3R推進月間関連のポスター作成配付などの更なる省庁連携を検討することが今後の課題。
		・各主体に対して3R関連法や制度の周知を図るとともに、各主体の3R活動の実践を促す。	ホームページについては、経済産業省「3R政策」のページの効果測定を実施し、必要性が認められる情報を随時追加。	平成16年3月にリニューアルした経済産業省「3R政策」のページについて、効果測定を実施し、内容を拡充。	
		・各種普及啓発資料の作成・配付、ホームページの運営	3R推進月間関連としては、ポスター作成配付のほか「3R功労者等表彰」等の各種行事を開催。	「3R功労者等表彰」については、引き続き関係省庁と連携し実施。	
18	環境省	地方環境対策調査官事務所における環境教育等への取組を実施。	環境学習及び環境保全に対する普及啓発の主な取組 16年度：163件（この内、循環型社会形成に関する内容は43件） 【15年度：90件（この内、循環型社会形成に関する内容は31件）】	国民の環境問題についての関心の高まりを背景に、件数は着実に増加している。	環境教育環境学習については、その重要性や、小中学校の学習の場での環境問題への関心が高さに鑑み、地方環境事務所において、今後も継続していく必要がある。現状においては机上での学習が主となっているため、今後は実体験を元にした学習方法を構築していく必要がある。地域住民自らが環境保全へ参加実践する拠点として、環境パートナーシップオフィスの整備充実を図っている
		・全国9箇所の地方環境対策調査官事務所において、小中学生を主な対象とした環境教育・環境学習の取り組みを実施。			
		・6月の環境月間に併せて、他省庁、地方公共団体、NPOと連携したイベントの開催や「環境白書を読む会」を開催する等、広く一般国民に向けた環境保全に対する普及啓発活動に取り組んでいる。			
19	環境省	ごみゼロ推進全国大会 国民、事業者、行政が一堂に会し、ごみ問題に関するそれぞれの知識や実践活動の情報を交換するとともに、参加者一人ひとりが自らライフスタイルを見直す機会を提供することを通じ、ごみの減量化やリサイクルの推進に関する理解を深める。	「第3回ごみゼロ推進全国大会」 ・平成16年10月22日～24日 ・静岡市において市民、事業者、地方公共団体職員約3万8千人が参加。 「ごみゼロ推進地方大会」 ・平成16年度は、全国9ブロックにおいて開催 ・地方環境調査官事務所を活用した各地域のごみ減量化に向けた各種取組の紹介、イベントの実施、マイバッグキャンペーン等。	ごみゼロに関する全国大会に加え、地方大会を開催するなどにより、ごみ減量化に関する啓発普及の着実な展開を図った。	引き続き、「ごみゼロ推進全国大会」及び「ごみゼロ推進地方大会」を開催し、ごみ減量化に向けた各種取組の紹介やイベント、マイバッグキャンペーン等を実施することにより、国民一人ひとりの更なる意識改革の向上を図り、地域と密着したごみゼロ型社会の推進を図る。

第2節 ライフスタイルの変革

個表 頁	府省名	自主点検概要			
		取組概要	進捗状況	第1回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
20	環境省	<p>国民・NPO/NGO及び事業者等による3Rの取り組みを促進するため、ごみを減らす暮らし方を「リ・スタイル」として提唱</p> <p>著名人へのインタビューやイベント等のレポート、暮らしやビジネスに関する情報をインターネットを通じて情報提供している他、小中学生を対象としたパンフレット、循環基本法を紹介するパンフレットを作成して普及啓発活動を実施している。</p>	<p>循環型社会の実現を目指し、国民のライフスタイルの変革を促すためにwebマガジン「Re-Style」を発行し、著名人の取り組みのインタビュー形式での紹介を10回、世間で話題となっている循環型のトピックスを特集として6回、Re-styleのコンセプトにあったイベントなどのレポートを10回、リユースを推進するためにリサイクルショップやリサイクルプラザの紹介を6回更新し、ユーザーが記事を楽しみながら循環型社会の形成に関する情報を得られるようサイトの内容を工夫してライフスタイルの変革を促す情報を提供した。</p> <p>また、同webサイトでは、ユーザーが目的に応じて循環型社会の形成するための暮らしに関する情報を引き出せるようにしている。</p> <p>また、イベント等における小中学生向けパンフレットやエコバッグ等の配布、啓発活動の実施等による普及啓発活動を行った。</p>	<p>Webマガジンの更新頻度を増加させ、読者の興味関心を引くことにより、引き続きライフスタイルの変革を目指した普及啓発活動を推進している。</p>	<p>webマガジン「Re-Style」のイベントとの連携等による新たなユーザーの獲得及び内容の充実強化、各種イベントへの積極的参加により普及啓発活動を継続する。</p>
21	環境省	<p>環境教育・環境学習の推進</p> <p>「環境保全活動・環境教育推進法」に沿って、国民各界各層が環境に配慮した行動をとるよう、全ての年齢層を対象に環境教育・環境学習を推進する。</p>	<p>関係各省と連携し、国民各界各層の環境保全に関する理解を深めるための環境教育・環境学習の推進、環境保全活動に取り組む意欲を高めていくための体験機会や情報の提供等を行った。主な事業の進捗状況は以下の通り。</p> <p>こどもエコクラブの会員は8万人を突破し、環境カウンセラーの登録数は3,900人に達し、人数は着実に増加</p> <p>人材認定等事業登録制度について、関係4省と協力して、登録業務の運用を開始。</p> <p>総合的な環境学習プログラムをCD-ROMで作成配付し、学校や地域の環境教育の現場に広く活用。</p> <p>地方自治体において実施した「体験的環境学習推進事業」について効果検証を実施。</p> <p>文部科学省と連携し、環境教育を行う人材育成のための研修会の実施、環境教育環境学習に関するデータベースの開発を行った。</p> <p>国連持続可能な開発のための教育の10年に関して、関係省連絡会議において、今後の対応について検討。</p>	<p>こどもエコクラブの会員数及び環境カウンセラーの登録数の増加、環境教育・総合学習総合データベース整備、国連持続可能な開発のための教育の10年に関する関係省連絡会議の開催等、環境教育・環境学習に関する場や機会の提供や環境教育の基盤整備を着実に進めることができた。</p>	<p>学校施設における改修を中心とする省CO2型の施設整備を活用した体験重視型の環境教育や、インターネット等を活用した家庭における循環型社会の形成等に寄与する活動の支援を推進。</p> <p>2005年から始まった「国連持続可能な開発のための教育の10年」について、循環型社会の形成も踏まえた取組を検討。</p>

第2節 ライフスタイルの変革

個表 頁	府省名	自主点検概要			
		取組概要	進捗状況	第1回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
23	環境省	<p>グリーン購入の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>パンフレットの作成配布やセミナーの開催等を通じて積極的に普及啓発を行う</li> <li>各地域でのグリーン購入地域ネットワークの構築を促進するため、マニュアルの作成配布や研修会の開催等を通じて、地域ネットワークづくりのためのノウハウを普及する。</li> <li>行政機関や企業がそれぞれのホームページなどで公開しているグリーン購入の取組に関する情報を提供するグリーン購入取組事例データベースの運用を開始した。</li> </ul>	<p>平成16年度は全国4カ所でグリーン購入セミナーを開催</p> <p>平成16年6月から運用を開始したグリーン購入取組事例データベースを更新し、情報提供の推進を図った。</p> <p>平成16年度のアンケート調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>組織的にグリーン購入を実施している地方公共団体は約41.5%（都道府県及び政令指定都市では100%）</li> <li>物品等の購入に際して環境への負荷に配慮している企業は、上場企業の64.7%、非上場企業の51.5%</li> <li>地域ネットワークは、8団体になった。（平成15年度は6団体）</li> </ul>	<p>上場企業、非上場企業、地方公共団体のうち、グリーン購入に取り組んでいる割合は、上場企業及び非上場企業においては大幅に伸びたが、地方公共団体においては伸び悩んでいる。</p>	<p>今後も引き続き情報提供に努めるとともに、セミナー等の充実を図る。</p> <p>また、組織でのグリーン購入の取組を更に促進するため、これまでのセミナーに加え企業や団体等を対象に実務研修会等を行っていく必要がある。</p>
24	環境省	<p>各主体間のネットワークの構築</p> <p>各主体間のネットワークを構築し、循環型社会の形成を着実に推進するための情報の集積・交換・提供等を行う。</p>	<p>地球環境パートナーシッププラザにおいて、パートナーシップの促進、NGO支援、環境情報の提供・普及を実施。ホームページや、メールマガジン、情報誌等を効果的に活用している。</p> <p>支援拠点の設置や、NPO等との協働での事業実施、市民参画型の政策立案過程の導入を実施。</p> <p>NGO等から環境に関する優れた政策提言を募集し、優秀な提言の選定、発表会の開催を実施。特に優れた提言については、環境省の施策への反映とともに、行政とNGOのパートナーシップによる施策形成の可能性について検討するために、追加調査を実施。</p>	<p>地方環境パートナーシップオフィスを全国に整備していく過程で地域でのパートナーシップ促進の動きが生まれている。</p> <p>優秀な政策提言について施策への反映に向けた追加調査を行い、モデル事業として全国に展開するに至るなど、提言を真摯に受け止めその効果的な実現を図る動きが政策の側に出てきており、各主体間のネットワークの形成に寄与している。</p>	<p>各主体が協働で事業を実施し、政策立案に多様な主体が関わるためのルールと適正な仕組みの検討をより一層進めていく必要がある。</p>

第3節 循環型社会ビジネスの振興

個表 頁	府省名	自主点検概要				
		取組概要	進捗状況	第1回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性	
25	外務省	産業廃棄物の運搬・処理に際し、排出事業者たる当省としての「排出者責任」の徹底を図る。	廃棄物運搬・処理専門業者の選定及び契約締結を官房会計課に一元化することにより、不法投棄等の懸念を減少させるよう努めている。	中小企業を中心とするいくつかの業者との取引実績を通じ、業者に対する評価を積み重ねている。	省内より発生するごみの減量を促進し、廃棄物の発生抑制のための措置について具体的方策を検討する必要がある他、各措置についても更に推進していく。	
		省内各部署における再生品の使用を促進する。	事務用品等の選定にあたっては、可能な限り再生品を選定するよう配慮している。	グリーン購入法特定調達品目についての調達率：(15年度)100%(16年度)ほぼ100%		
		「拡大生産者責任」を踏まえ、不用となった製品等の生産者による引き取りを促進する。	不用となった什器等の回収・引き取りを積極的に行うよう業者に働きかけている。	特殊什器等の分野で実績を挙げつつある。		
26	宮内庁	グリーン購入法の規程に基づき、平成16年度における基本方針に定められた判断基準を満たす物品等の調達の推進を図るための方針を策定し、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。調達方針において、物品等の調達については、総調達量に対する基準を満たす物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目については、全て100%を目標とした。	総調達量に対する基準を満たす物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目については、平成15年度と同様に全て100%を目標としていたところであるが、一部の品目については、機能・性能上の必要性から判断の基準を満たす物品を目標どおり調達できなかった。これを除くと各分野とも目標達成率は100%であった。	前回と同様の数値目標を設定して調達に取り組み、目標値に達しなかった品目が前同様2品目であったが、これを除く目標達成率を維持できたことは、調達に係る趣旨が周知されていると考えられる。	平成16年度の調達において、目標値を満たすことができなかった品目を含め、法の趣旨に則り、より高い判断基準を満たす製品の調達に向けた更なる努力を行う。	
27	防衛庁	平成17年1月に見直しを行った「防衛庁環境配慮の方針」において、事務活動における環境配慮としてグリーン調達の推進を掲げ、物品や役務の調達に当たっては、環境負荷の少ない製品等を積極的に選択するグリーン調達を推進することとしている。	平成16年度の状況 「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定・公表を行い、当該方針において調達目標を掲げグリーン調達の推進に努め、ほぼ100%に近い達成率となった。	グリーン調達の推進については、昨年度に引き続きよく実施されているところである。	引き続き、グリーン購入法の趣旨を各調達機関に周知徹底させ、積極的な調達の実施に努めるとともに、特定調達品目以外の物品等についても環境負荷低減に配慮した調達に努めることとする。	
28	警察庁	グリーン購入の促進 特に重点的に調達を推進すべき環境物品(特定調達品目14分野)については、できる限り基準を満たす製品を調達するとともに、その他の製品についても、可能な限り環境に配慮した製品を調達。	特定調達品目の調達状況 業務を行なう上で機能・性能上の問題等から判断の基準を満たす物品が購入できず、目標を達成できなかった品目もある。 特定調達品目等以外の環境物品等の調達状況 グリーン購入法適合商品が存在しない場合においても、エコマーク等が表示され、環境に配慮されている商品を調達した。 役務調達に当たっての環境配慮実績 物品等納入事業者、役務事業者に対して、グリーン購入法適合商品の取扱を推奨するとともに、物品納入等の際には簡易包装並びに低公害車の利用に努めるように働きかけた。		平成17年度以降の調達においては、グリーン購入法の趣旨を各調達主体にこれまで以上に徹底し、環境物品等の調達の推進に努める。	
29	文部科学省	「戦略的創造研究推進事業」 独立行政法人科学技術振興機構の「戦略的創造研究推進事業」において、国の定めた戦略目標「資源循環・エネルギーミニマム型社会システムの構築」の達成に向け、研究領域「資源循環・エネルギーミニマム型システム技術」を設定しており、地球温暖化等の環境問題を克服し、資源循環・エネルギーミニマム型システムの構築を目指す研究を実施する。	平成10年度に5件(平成15年度で研究終了) 平成11年度に5件(平成16年度で研究終了) 平成12年度に6件の研究課題を採択。  高リサイクル性を有する樹木の同定・選抜技術及びその自動化装置の開発や、植物資源の高度循環資源システムの構築、資源回収型の都市排水・廃棄物処理システム技術の開発等の研究を推進。	植物体を機能性分子に切り替える要素技術の開発や、二酸化炭素の排出削減や再利用をもたらす物質合成法の創製等の成果が得られた。	平成12年度採択の6課題は、平成17年度に研究を終了する。	
		「科学技術振興調整費」 産学官共同の研究開発を実施した。	産学官共同研究として「廃棄物・新素材による土壌浸透システム開発」(H14-H16)、「食品廃棄物処理システム中の微生物群の動態」(H14-H16)を推進。			科学技術振興調整費を活用した取組は平成16年度で終了するため、平成17年度に事後評価を行う。
		技術士(環境部門)の認定 環境保全計画の策定や環境測定など地方公共団体や企業の環境保全活動に関して、文部科学省においては、有能な技術者を「技術士(環境部門)」と認定し、活用を促進している。	平成17年3月末において736名が「技術士(環境部門)」として登録されている。	平成16年3月末における「技術士(環境部門)」の登録者数は686名であり、着実に増加している。		引き続き、「技術士(環境部門)」の登録を実施する。



第3節 循環型社会ビジネスの振興

個表 頁	府省名	自主点検概要			
		取組概要	進捗状況	第1回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
31	文部科学省	グリーン購入法に基づき、文部科学省における「環境物品等の調達を円滑にするための方針」を策定し、ホームページ上に公表した。	<p>環境物品等の調達の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境物品等の調達量の割合の目標値を100%と定めた136品目中、134品目に関して100%の調達実績となった。</li> <li>環境物品等の調達の推進に当たって、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとし、環境物品等の判断の基準を超える物品を調達するよう努めた。</li> <li>製造請負契約において製造された物品についても、エコマークを取得・表示する等して、環境保全に配慮するよう努めた。</li> <li>物品製造業者、物品販売業者、役務提供者、及び建設工事等請負事業者に対して、環境物品等の調達を推進するよう働きかけた。</li> </ul>		<p>平成16年度の調達については、一部の品目について調達目標値に及ばない品目があったが、平成17年度以降の調達においては、全ての品目について目標を達成できるように努めることとする。</p> <p>各調達機関に対して、グリーン購入法の趣旨の周知を図り、環境物品等の調達の推進を行い、環境への負荷の少ない物品等の調達に努める。</p>
32	厚生労働省	「厚生労働省における環境配慮の方針」 「厚生労働省における環境配慮の方針」を策定し、同方針に基づいて環境対策を推進している。	<p>環境配慮の方針の対象となる施策に係る平成16年度の実績について進捗状況・実績、評価・課題及び今後の方向性（見直しの方向性）の把握・点検を行ったところであり、その点検結果を施策等の見直し、改善等へ適切に反映させることとしている。</p> <p>環境保全施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>物質循環の確保と循環型社会の形成に向けた取組</li> <li>環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組</li> <li>化学物質対策の推進</li> <li>生物多様性の保全のための取組</li> <li>地球温暖化対策の推進</li> </ul> <p>通常の経済活動主体としての厚生労働省の業務における環境配慮の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>グリーン購入法に基づく取組</li> <li>地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、燃料使用量、エネルギー使用量、廃棄物排出量、上水使用量、用紙使用量といった事項について把握し、その減量化を実施。</li> <li>「早期退庁を促進するための具体的方策について」に基づき、「一斉定時退庁日」などの推進、その実施状況の把握による仕事と生活の調和の取れた働き方を実現すること等を通じて、職場における環境負荷の低減に資する。</li> </ul>		<p>環境配慮の方針の対象となる施策の進捗状況について自己点検を行い、その点検結果を施策等の見直し、改善等へ適切に反映させていくこととする。</p>

第3節 循環型社会ビジネスの振興

個表 頁	府省名	自主点検概要			
		取組概要	進捗状況	第1回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
33	厚生労働省	環境物品等の調達の推進 環境物品等への需要の転換を促進していくために、環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務の調達を総合的かつ計画的に推進。	環境物品等の調達の推進を図るための方針の策定等を行い、これに基づいて環境物品等の調達を推進。調達方針に基づき、調達する品目に応じて、判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努めた。 特定調達物品等以外の物品等の調達に当たっては、調達方針に準じて、エコマーク等の認定を受けている製品又はこれと同等の環境物品を調達するように努めた。	平成16年度の調達については、平成15年度に比べ調達率100%を達成した品目数は増えた。	平成16年度の調達については、実績が調達目標に及ばない品目があったので、平成17年度以降においては、更に調達目標値を達成した品目が増えるよう努力していきたい。
34	厚生労働省	環境負荷の低減に配慮した製品・サービスの開発普及の促進 ・平成16年度に「エコプロダクツ大賞」制度創設。環境負荷の低減に配慮した製品・サービス（「エコプロダクツ」）であって、すぐれた配慮が組み込まれたものを表彰することにより、エコプロダクツの更なる開発・普及を図る事が目的である。 ・第1回から「エコプロダクツ大賞」を関係各省とともに後援し、その審査委員会委員に参画。厚労省所管に係るエコプロダクツについて、優れていると審査委員会に評価されたものについては、厚生労働大臣賞を交付することを許可している。	エコプロダクツ大賞は、平成16年度に創設。 第1回エコプロダクツ大賞では、当省所管事業者2社が共同開発した1製品及び1社の1製品がエコプロダクツ大賞推進協議会会長賞を受賞した。		平成17年度以降も引き続き主催者及び関係各省と連携し、当該表彰制度を通じて当省所管事業者におけるエコプロダクツの開発普及の意識啓発に努めたい。
35	厚生労働省	生活衛生関係事業者による環境配慮の取組の推進生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく「振興指針」の見直しの際に、随時環境配慮に関する事業内容をより積極的に位置付ける。	飲食店営業（めん類）、旅館業及び浴場業の振興指針の全部改正の際に、環境配慮に関する事業内容をより積極的に位置付けた。	新たに3業種の振興指針に環境配慮に関する事業内容を盛り込み、生活衛生関係事業者による環境配慮の取組の推進を図った。	引き続き、他の業種の振興指針の全部改正の際には、環境配慮に関する事業内容をより積極的に位置付ける。
36	総務省 公害等調整 委員会	総務省の定める「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、消費者としてグリーン購入を徹底する。	徹底されている。	特段変更なし。	引き続き、グリーン購入を心がける。
37	財務省	グリーン購入法に基づき、財務省「環境物品等の調達の推進を図るための方針」（以下「調達方針」という。）の策定・公表を行い、調達方針に基づいて環境物品等の調達を実施し、調達実績を公表するとともに、環境大臣に通知した。	平成16年度における調達方針（平成16年4月23日策定・公表） 平成16年度における調達実績（平成17年6月30日公表）  【調達実績の概要】 調達方針に定められた各品目の目標達成率の平均は約99.9%。		今後も、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、毎年度、調達方針の策定・公表を行うとともに、調達方針に基づいた環境物品等の調達を引き続き実施する。

第3節 循環型社会ビジネスの振興

個表 頁	府省名	自主点検概要			
		取組概要	進捗状況	第1回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
38	金融庁	グリーン調達の推進 グリーン購入法の趣旨に基づき、環境負荷の少ない製品等を積極的に選択し、グリーン調達を最大限進める。	平成16年度において、当庁における調達品は全てグリーン購入法の対象としている。		今後も引き続き全ての調達品をグリーン調達によるものとし、環境負荷の少ない社会の構築に寄与していくこととする。
		低公害車の導入 平成16年度末までに全ての一般公用車を低公害車に切り換える。	平成16年度末までに当庁における一般公用車(全18台)を全て低公害車に切り換えた。		
39	農林水産省	グリーン購入法 ・特定調達物品等について目標値を設定。 ・間伐材を利用した机、公共工事において、小径丸太及び合板等の間伐材製品の利用につとめる。 ・温水器等については、オゾン層を破壊する物質が使用されていない、再生プラスチック材が多く使用されている、再生利用のための工夫がなされている等の製品の調達に努める。	グリーン購入法199品目のうち、135品目の目標値を設定。48品目について目標を達成した。 76品目については90%以上の目標達成となった。	調達率の目標値を設定した品目の内、100%を達成した品目は 15年度 125品目 中 26品目(20.8%) 16年度 135品目 中 48品目(35.6%)  調達率の向上は環境物品等に対する知識等が企業及び国の機関へ浸透した結果と思われる。	今後の調達においても本省から地方機関への情報提供を密にするとともに、グリーン購入の趣旨を各機関へ徹底する等、従来にも増して目標達成に向けた調達に努めていくこととする。
		食品循環資源の再生利用のために行う先導的・モデル的な施設整備に対する補助を実施。	先進的・モデル的な食品リサイクル施設3地区の整備を支援。		引き続き、食品循環資源の再生利用のための先導的・モデル的な施設整備を実施。
		バイオマスの革新的な循環・利用技術の開発、再生可能な作物資源由来の工業原材料を生産する技術の開発。 地域におけるバイオマスの賦存状況を把握した上で、飼料・肥料、工業原材料等を資源として循環利用していくためのシステム化技術の開発を実施。	排せつ物の革新的な循環・利用技術の開発 上向流嫌気性汚泥床法による污水处理技術に、リン酸マグネシウムアンモニウム反応を用いたリン回収装置を組み合わせた污水处理装置を開発し、実証試験を実施。 食品加工残さ等の有機性廃棄物及び農林水産業施設廃棄物についての革新的な循環・利用技術 発酵ポテトパルプの抽出物が、麺類や米飯類に対して優れたほぐれ効果のあることを発見。 作物資源由来の工業原材料生産技術の開発 バイオマスを原料にメタノールを生産する農林バイオマス1号機を開発し、同機に接続するガス化発電システムの開発。さらに、実証試験を行い連続運転に成功。 バイオマスの地域循環利用システム化技術の開発 地域の物質循環を診断するソフトウェアの開発し、ソフトウェアについての利用講習会を実施。 バイオマスの地域性を考慮した、個別技術を最適に組み合わせた地域モデルの構築と経済・環境面の評価及び実証試験を、全国3箇所(千葉県北東部、宮崎県都城市、沖縄県宮古島)で着手。	平成15年度の成果に加え、平成16年度は進捗状況に記述したとおり、さらなる成果を得た。なお、地域モデルの構築と経済・環境面の評価及び実証試験については、計画どおりに着手した。	「農林水産バイオリサイクル研究」では平成17年度から、畜産臭気の高減技術及び液肥(メタン発酵残さ液)の利用技術等の開発を行うとともに、バイオマスの地域循環システムの実用化を促進するための地域モデルの構築及び実証に関する取組を強化。

第3節 循環型社会ビジネスの振興

個表 頁	府省名	自主点検概要			
		取組概要	進捗状況	第1回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
39	農林水産省	アブラソコムツ等の未利用資源やコンブ等海藻類の廃棄物が有する有効成分や機能を活用して食品等への添加を図る技術の開発。また、水産加工残渣を高鮮度で回収するシステムの開発と、より高度にリサイクルする技術の開発を実施。	アブラソコムツについては、ワックスを含む殆どの脂質の除去が可能であること、飼料としてのタンパク源に利用可能であることが明らかになった。 コンブについては、溶媒抽出・カラムクロマトグラフィー等により、フコキサンチン(カロチンの一種)を80%以上の純度まで精製できた。		アブラソコムツのエキス中のワックスを含む脂肪の効率的な除去方法及びたんぱく質の効率的な回収方法の開発。 コンブ等海藻類については、酸・アルカリによる濃縮条件について、さらなる検討が必要。フコステロールについて同様の検討。今後は、平成17年度までの成果を踏まえ実用化に向けた検討、技術開発。
42	経済産業省	環境適合製品にかかる情報開示基盤を構築し、環境適合製品の普及を促進するため、ISOタイプ環境ラベル「エコリーフ環境ラベル」の普及に取り組む。	平成14年度にプログラムがスタートし、平成16年度末で234件のエコリーフ環境ラベルが登録。 「エコプロダクツ2004」(H16.12月開催)において、エコリーフ環境ラベルについて普及のための展示を行った。	エコリーフ環境ラベルの登録件数は、平成15年度末の128件に比べて着実な伸びを見せているが、引き続き普及促進に努めていく必要がある。	社会におけるエコリーフ環境ラベルの浸透度合いとしては未だ低水準であるため、製品分類の業種やエコリーフ環境ラベルの利用者を増やすための普及活動を推進する。また、ISOにおけるタイプ環境ラベルの国際規格化の動きを支援。
43	経済産業省	平成16年3月25日に開催した環境資源循環専門委員会において平成14年度に設定した「環境JISの策定アクションプログラム」の中で定められている環境JIS策定中期計画を改定。計画に基づき各分野で規格の策定及び調査研究を行っている。  ・環境JIS中期計画(平成16年3月改定)における「3Rの推進」の策定予定年度とテーマ数 16年度 9 17・18年度 17 時期未定 5	平成16年度に「3Rの推進」テーマについて制定改正した再生品などの評価基準や試験評価方法の規格は3件(コンクリート用再生材H JIS A5021 制定など) 平成17年3月11日に開催した環境資源循環専門委員会において、「3Rの推進」に関して1テーマ追加し、1テーマ廃止した。 環境JIS中期計画(平成17年3月改定)における「3Rの推進」の策定予定年度とテーマ数 17年度 12 18・19年度 13 時期未定 3	第1回フォローアップ時、制定・改正した規格は10あり、8テーマ追加し、5テーマ廃止した。 今回は制定・改正が3規格あり、1テーマ追加し、1テーマ廃止した。 制定・改正の過程で個別の技術上の議論があったり、IECガイド作成との関係があったり或いは意欲的にテーマを取り上げているなどの事情により第1回フォローアップと差が出ている。 テーマ内容の見直しや制定・改正時期の見直しを行いながら着実に進めている。	環境関連法規、公共調達基準などへの引用・活用が可能となるように分野別環境配慮規格整備方針に基づき規格の策定又は改正に際し環境側面の導入を考慮し、整備方針に関する情報をJIS原案作成団体やISO・IEC国内審議団体などに積極的に提供し、規格作成段階における環境側面の導入を促進する。 これまでに改正・制定した規格の効果について調査を行い、環境JISの方向性について環境資源循環専門委員会にて検討し、これをベースにしながらさらなる展開を図る。
45	経済産業省	循環ビジネス人材教育事業 中小企業等の経営層、管理者層及び実務者層を対象に、循環ビジネスの実践に必要な廃棄物・リサイクル関連法規や環境適合製品等に関する研修を全国的に行う。 「循環ビジネスアドバイザー派遣事業」 循環ビジネスの実践について、企業の具体的なニーズに合わせた、きめ細やかな助言を行うためのアドバイザー派遣を実施。	循環ビジネス人材教育事業は、平成16年9月から平成17年3月までの間に40回(前年度は19回)の研修を実施。研修参加者は2,190人(前年度は1,892人)であった。 循環ビジネスアドバイザー派遣事業については、平成16年度より実施し、平成16年7月から平成17年3月までの間に、39回実施した。	研修の実施回数及び参加者数のいずれも増加しているが、研修1回当たりの人数は減少している。これは、平成15年度は大都市圏を中心に研修を実施したが、平成16年度は循環ビジネスの実践に関する情報が比較的少ない地方都市の中小企業を中心に研修を実施したことによるもので、本事業の趣旨に従い研修が実施された結果と評価できる。	受講者からのアンケート結果によれば、理解度も高く(約90%が理解できたと回答)、回答者の約90%が引き続き受講を希望したいと回答していることから、事業の効果が上がっていると思われる。 循環ビジネスに携わる中小企業等の経営層、管理者層及び実務者層のニーズを的確に把握し、研修内容を改善していくこととする。
46	経済産業省	地域における企業、市民等が連携した環境に配慮したまちづくりに資する「環境コミュニティ・ビジネス」を発掘し、その展開を支援することを通じて、持続的かつ効率的な環境負荷の低減を図る事業を実施した。	事業開始2年目となる平成16年度は全国116件の応募の中から15件のモデル事業を採択。(平成15年度は9件採択) 各採択団体の活動内容について、経済産業省ホームページ等により広く周知。 エコプロダクツ展、成果発表会において、モデル事業の活動成果を報告するなど普及・啓発を行った。	モデル事業団体間、モデル事業団体とその他の団体・企業との間で、ネットワーク構築の促進が図られ、新たなビジネススキームを生み出す源泉となるなど、国が本事業を実施することによる波及効果が着実に現れている。	採択事業の環境負荷低減効果、ビジネスとしての成功率、他地域への波及効果等をより検証していくことが必要。 国がモデル事業として取り上げた場合、その事業の認知度向上等による波及効果等は大きく、その点を十分に評価した上で事業継続する方針。

第3節 循環型社会ビジネスの振興

個表 頁	府省名	自主点検概要			
		取組概要	進捗状況	第1回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
47	経済産業省	<p>循環型経済社会システムを構築するため、再生利用率を一般廃棄物で24%、産業廃棄物で47%にする 最終処分量を一般廃棄物、産業廃棄物とも1997年度に比して半減することを目標とし、3R対策の促進に必要な基礎研究、実用化開発等技術開発を3Rプログラム体系的に実施してきた。</p>	<p>H16年度は自動車分野や建設・住宅分野を中心に3R基盤技術の高度化を図るべく7プロジェクトについて研究開発を実施。また3R技術の普及促進のための実用化補助事業として8テーマについて事業を実施。 平成17年3月に新産業を創造していくために必要な技術目標や製品・サービスの需要を創造するための方策を示した「技術戦略マップ」を、3R分野も含む20分野で策定。</p>	<p>建設構造物の長寿命化のための研究開発の実施等、リサイクル分野中心であった研究開発のターゲットを、一部リデュース・リユース分野へとシフトしつつある。</p>	<p>3R対策を講じる必要性の高い製品等を中心に、また、最終処分量の削減に効果の大きい技術、資源の有効利用（資源枯対策）に効果の大きい技術、地球温暖化防止の観点から効果の大きい技術を中心に、環境配慮設計の推進等、リサイクル中心からリデュース・リサイクル中心へと、国際的な動きをにらみつつ、必要な3R技術の高度化を図っていく。 その際、産業競争力、法規制との整合性、社会システムとの適合性、及び規格化・標準化等の社会的要因に関することも念頭に置きながら、技術の高度化を図る。</p>
49	経済産業省	<p>3Rに資する設備の導入にあたり、一定の要件を満たすものについては、以下の措置を行う。 日本政策投資銀行、沖縄振興開発金融公庫、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫からの低利融資。 リサイクルに資する設備の導入にあたり、設備の特別償却、固定資産税の軽減。 リサイクルに資する施設の導入にあたり、「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法」に基づき、補助金、融資といった支援措置。 リサイクルに資する施設の導入やリサイクルに関する技術開発にあたり、「エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」に基づく承認を受けた場合に、利子補給、債務保証といった支援措置。</p>	<p>16年度低利融資の結果（単位：百万円） 日本政策投資銀行 6件 1,555 中小企業金融公庫 95件 7,232 国民生活金融公庫 109件 1,420</p> <p>設備の特別償却、固定資産税の軽減についての結果（単位：百万円） 所得税・法人税 298 固定資産税 84 経済産業省関係のみ</p>	<p>設備等の導入は進んでいるところであるが、引き続き支援策を講じる必要がある。</p>	<p>18年度要求においては、事業者の利便性の向上や政策目的の一層の明確化を図るべく、必要に応じて制度の検討を行う。</p>
51	経済産業省	<p>製品のライフサイクル全体において、天然資源消費量、廃棄物発生量及び環境負荷を最小化するような対応が可能となるよう、製品毎の3Rシステムの高度化を図るために必要な措置について、検討を開始した。</p>	<p>平成17年1月に産業構造審議会・廃棄物リサイクル小委員会に製品3Rシステム高度化ワーキンググループを設置し、同年8月まで7回の審議を行い、同年8月に取りまとめを行った。本取りまとめを踏まえて、以下のことを行う。 希少性・有用性・有害性を持つ特定の物質情報をライフサイクルの各段階で管理できるよう、家電・パソコン等の製品について、製品含有物質の情報開示制度を導入。 3R配慮設計・製造を推進するため、再生資源利用率等の製品の新たな評価軸や易解体性の表示方法等の統一化を図るための規格作成を進める。 さらに、これらの措置について、国際的な標準化に向けた対応を産業界と政府が連携して積極的に行っていく。</p>	<p>製品含有物質の情報開示制度については、平成18年夏頃を目途に資源有効利用促進法の改正政省令を施行する予定。</p>	

第3節 循環型社会ビジネスの振興

個表 頁	府省名	自主点検概要			
		取組概要	進捗状況	第1回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
52	国土交通省	環境にやさしい資材や建設機械の特定とその使用の推進 グリーン購入法に則り、国土交通省が実施する公共事業において、環境への負荷の低減に資する資材及び建設機械の使用を推進するもの。	グリーン購入法の施行に伴い、環境への負荷の低減に資する資材の調達を推進 環境負荷低減効果を有する建設機械の使用の推進（平成14年4月から） 伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法等の環境負荷低減効果を有する工法の使用の推進（平成15年4月から） 再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）や製材や集成材等の調達を推進（平成16年4月から）		平成18年度以降に調達する資材、建設機械、工法及び目的物について、一般からの提案を参考として特定調達品目の追加、見直し等の検討を行う。また、特定調達品目の実績把握を行い、その結果を踏まえて、定量的な目標を設定し、環境物品等の調達を推進していく予定。
53	環境省	ごみの排出量がここ数年ほぼ横ばい傾向であることを踏まえ、その発生抑制を一層推進するための施策の一つとして、ごみ処理の有料化の在り方について検討を行った。	平成17年2月に、中央環境審議会より「一般廃棄物処理の有料化は、ごみの排出量に応じた負担の公平化が図られること等から、一般廃棄物の発生抑制等に有効な手段と考えられ、現に一定の減量効果が確認されているところである。このため、国が方向性を明確に示した上で、地域の実情を踏まえつつ、有料化の導入を推進すべきと考えられる。」との意見具申がなされた。	平成17年2月に中央環境審議会よりなされた意見具申を踏まえ、同年6月に廃棄物処理法に基づく基本方針を改正し、国の役割として、一般廃棄物の処理に関する有料化の進め方を示すことなどを通じて地方公共団体の取組を支援。	今後は、ごみ処理の有料化を進めるにあたっての留意事項に関する考え方や、検討の進め方、これまでの知見等についてガイドラインをとりまとめることにより、有料化を行う市町村の取組を支援する。
54	環境省	手続きの合理化と規制強化 ・廃棄物の収集・運搬・処分等の各種手続きの合理化を図る ・産業廃棄物処理業等の許可に係る特例の制定及び廃棄物の適正処理を確保するための各種規制強化を図る。	廃掃法の改正により以下の制度改正を実施 広域的なりサイクル等の推進のための環境大臣の認定による特例制度導入（H15年6月改正時） 産業廃棄物の収集運搬車に係る表示及び書類備え付けの義務化を導入（H16年9月改正時） 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の運用の厳格化と悪質な処理業者への罰則を強化した。（H17年5月改正時） 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価基準に適合する廃棄物処理業者に対する許可申請書類の一部免除措置を講じるなど各種手続きの合理化措置を実施した。（H17年3月改正時）	不適正処理や不法投棄への対応として平成16年及び17年の廃棄物処理法の改正を始めとして、各種規制の強化を図る一方で、各種手続きの合理化も着実に推進した。	平成15年から17年の制度改正事項が着実に実施されていくように諸策を講じていく。